

ルナつくば陣場クulumフィールド街区景観協定

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 景観協定の目的となる土地の区域（第4条）
- 第3章 良好な景観形成のために定める基準（第5条 第8条）
- 第4章 運営委員会（第9条 第12条）
- 第5章 景観協定に違反した場合の措置（第13条、第14条）
- 第6章 景観協定の有効期限（第15条）
- 第7章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この協定は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第4章の規定に基づき、第5条に定める景観協定区域（以下「協定区域」という。）内における良好な景観の形成のために必要な基準を定め、住宅地としての良好な景観の維持増進を図ることにより、良好な景観の形成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

（協定の設定）

第3条 この協定は、法第90条第1項の規定に基づく申請を行う者が設定し、協定区域内の土地所有者等へ継承する。

第2章 景観協定の目的となる土地の区域

（景観協定区域）

第4条 この協定区域は、別紙「ルナつくば陣場クulumフィールド街区景観協定区域図」に表すところによる。

第3章 良好な景観の形成のために定める基準等

(建築物の用途の制限)

第5条 建築することができる建築物は、建築基準法別表第二(い)項第1号に定める住宅(長屋を除く。)、同項第2号に定める兼用住宅及び同項第10号に定める付属建築物とする。

(建築物の形態意匠の制限)

第6条 建築物の屋根及び外壁の色は原色を避け、以下に定める基準に適合するものとし、周囲の街並との調和に配慮する。

色相	明度	彩度
R(赤)の色相		3以下
YR(黄赤)の色相		6以下
Y(黄)のうち5Yまでの色相		6以下
Y(黄)のうち5Yを超える色相		2以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の色相		2以下

(駐車場に関する制限)

第7条 駐車場は各区画1台以上の駐車スペースを確保すること。

(環境配慮に関する制限)

第8条 出入口を除き道路に面する部分は緑化するよう努める。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するため、ルナつくば陣場クルムフィールド街区景観協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定区域内の土地所有者等から選出された委員2名以上をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第10条 委員会には、委員長1名、副委員長1名及び会計1名を置くものとし、役職の兼任を認めるものとする。

2 委員長、副委員長及び会計は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその事務を代理する。

5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

(委員会の同意)

第 11 条 土地所有者等が協定区域内に建築しようとする場合は、委員会に計画図書を提出し、同意を得てから行うものとする。また、建築が建築基準法第 6 条及び第 6 条の 2 の規定に基づく確認の申請(以下「確認申請」という。)が必要となる場合は、同意を得てから確認申請を行うものとする。

2 前項の計画図書が提出された場合、委員会は、この協定に適合していることを審査し、提出された日から起算して 30 日以内にその結果を通知するものとする。

(信義及び誠実の原則)

第 12 条 土地所有者等から協定の各事項又は協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合には、委員会が誠意をもって対応するものとする。

第 5 章 景観協定に違反した場合の措置

(協定違反があった場合の措置)

第 13 条 土地所有者等がこの協定に違反したときは、委員長は、委員会の決定に基づき当該土地所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって、相当の猶予期間内に当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があった場合において、当該土地所有者等は、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第 14 条 前条第 1 項に規定する請求をした場合において、当該土地所有者等がその請求に従わないときは、委員長は、その強制履行又は当該土地所有者等の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地所有者等の負担とする。

第 6 章 景観協定の有効期間

(協定の有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、つくば市長の認可の公告のあった日から起算して 3 年以内において協定区域内の土地に 2 以上の土地所有者等が存することとなった日から 5 年間とする。

2 この協定に関して、期間満了の日 6 ヶ月前までに土地所有者等の過半数の廃止の合意がない場合は、期間満了の翌日より起算して、さらに 5 年間同一条件により更新されるものとし、以後この例による。

3 この協定は、認可の公告のあった日以降において協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第7章 雑則

(補足)

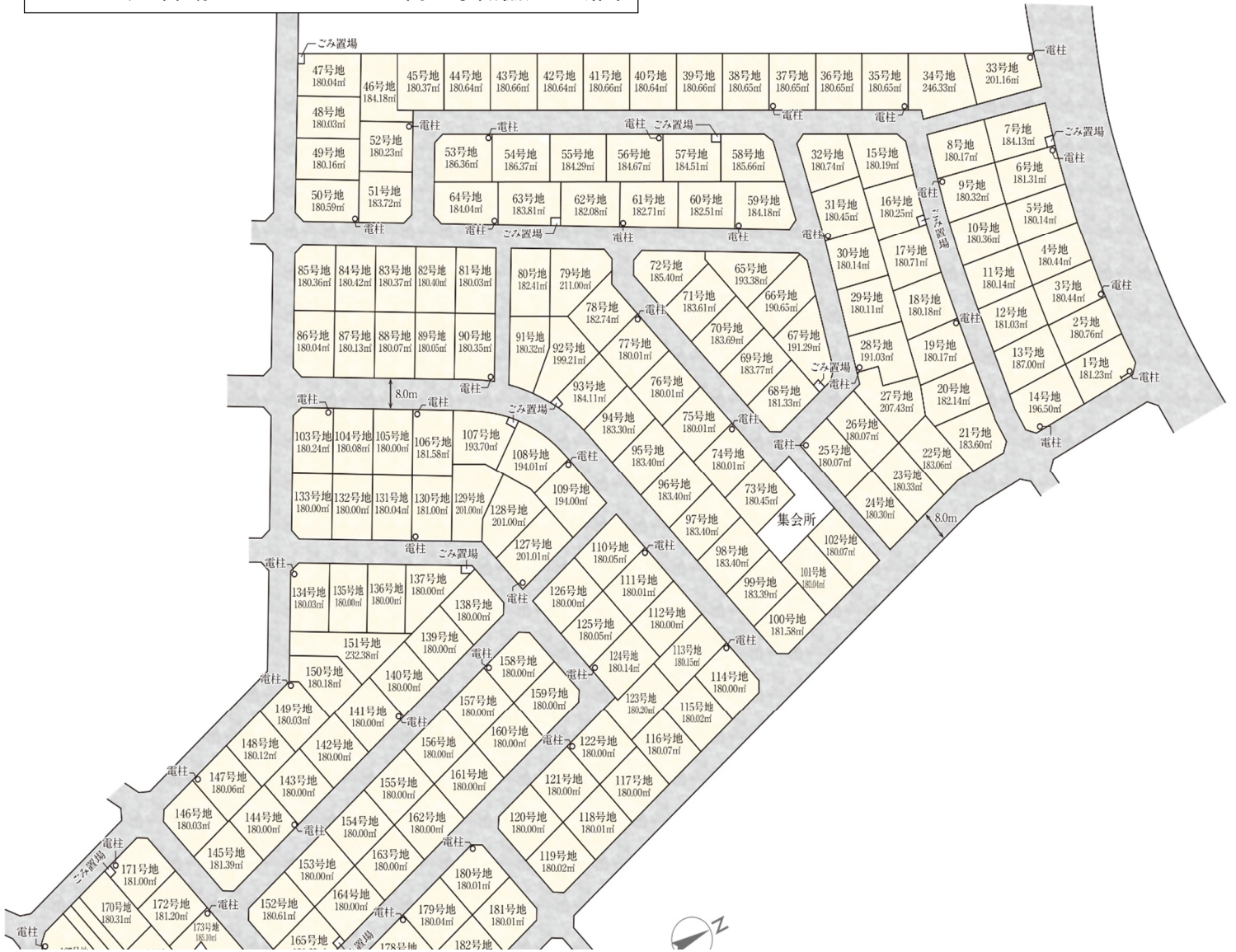
第16条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員会が定めるものとする。

附則

(経過処置)

- 1 委員会が設置されるまでの間、申請者がこの協定における委員会の権限を有する。
(協定の効力)
- 2 この協定は、認可の日から起算して3年以内において当該景観協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなった時から、その効力を有する。
(協定書の保管)
- 3 この協定書は認可原本を委員会が保管し、その写しを土地所有者等全員に配付する。また、当該土地所有者等の変更等があった場合は再配布する。

ルナつくば陣場ク름フィールド街区景観協定区域図



□ : 景観協定対象区域